

(案)

平成25年 5月 日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

奈良県環境審議会
会長 花田 眞理子

環境影響評価条例の一部改正について（答申）

平成24年11月6日付け環政第396号により本審議会に諮問のあった標記の件について、本審議会及び環境審議会環境影響評価審査部会において審議を行い、結論を得たので、別添「奈良県における環境影響評価制度のあり方について」のとおり答申する。

奈良県における環境影響評価制度のあり方について

平成25年 月

奈良県環境審議会

はじめに

奈良県における環境影響評価制度は、奈良県環境影響評価条例（平成 10 年奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）と、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の一体的な運用により形成されているところである。

こうした中、国において、法の施行から 10 年が経過する中で生じた様々な課題に対応するため、平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号。以下「改正法」という。）が公布され、平成 25 年 4 月から完全施行された。

これらを踏まえ、平成 24 年 11 月に知事から「奈良県環境影響評価条例の一部改正について」奈良県環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問がなされ、審議会及び環境影響評価審査部会において審議を行い、以下のとおり取りまとめた。

1 環境影響評価制度の状況

(1) 奈良県における環境影響評価制度

奈良県における環境影響評価制度は、昭和 59 年 8 月に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、また平成 9 年 6 月に環境影響評価法が成立したことを受け、平成 10 年 12 月に奈良県環境影響評価条例（平成 10 年 12 月奈良県条例第 11 号）が制定された。

これら法や条例等が施行されて以降、現在までに、閣議アセス対象事業 2 件、法の対象事業 2 件、条例の対象事業 3 件（内 1 件は審査中）について、審査・指導が行われ、法や条例による現在の環境影響評価制度は、環境に関する重要な施策として定着し、環境の保全に配慮した事業の実施の確保に一定の成果を挙げてきた。

(2) 環境影響評価法の一部改正

改正法では、対象事業に関する位置、規模等の計画の立案の段階において、環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討し、その検討を行った結果についてまとめた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成する制度（以下「配慮書手続」という。）の新設や、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）における説明会の義務化、方法書、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）のインターネットを利用した公表の義務化、環境保全措置等の公表等の手続（以下「報告書手続」という。）の具体化等が盛り込まれた。

2 奈良県における環境影響評価制度のあり方

(1) 配慮書手続

ア 配慮書手続の必要性

法や条例による現行の環境影響評価制度においては、既に事業の枠組が決定された段階で手続が開始されるため、より適正な環境配慮を行うために計画を見直すなどといっ

た、柔軟な対応が困難な場合がある。このような課題に対しては、事業のより早期の段階において環境配慮を検討し、適切な計画を立案しておくことが重要である。

このため、改正法においては、配慮書手続を新設し、原則として複数案を設定し、設定された複数案ごとに計画段階配慮事項について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、方法書以降の手続を行うことが明確にされた。

一方、条例の対象事業は、県の環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象としており、法対象事業の規模では不十分であると判断される事業、法制度の対象とされない事業のうち、本県の環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業が規定されている。

これら条例対象事業についても法改正に合わせて計画段階配慮書手続を導入し、より柔軟な環境配慮を求めていくことが必要である。

イ 対象事業

配慮書手続は、事業のより早期の段階において環境配慮を検討し、適切な計画を立案することに資するものであり、またその結果は方法書以降の手続につながるものであるから、条例の対象事業をすべて対象とすることが適当である。

また、改正法においては、法の対象事業のすべての事業種が対象とされたところであるが、第二種事業については努力義務とされた。

条例においては、法の第二種事業であって、法の第二種事業に係る判定（以下「スクリーニング」という。）の結果、法の手続が不要とされた事業の内、条例の対象となる事業種のもを対象事業として、方法書以降の手続を義務付けているところである。

改正法で新設された配慮書手続は、第一種事業を実施しようとする者には義務付けられているが、第二種事業を実施しようとする者は任意となっていることから、改正法に基づく配慮書手続が実施されない場合があり得る。

したがって、改正法に基づく配慮書手続を行わないと判断された法の第二種事業のうち、条例の対象となる事業種のものについても、法のスクリーニングの前に、条例による配慮書手続を課すことが適当である。

ウ 検討の実施時期

対象とする計画段階配慮事項の検討の実施時期については、改正法と同じく、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置・規模や施設の配置・構造等の検討段階とすることが適当である。

エ 計画段階配慮指針

現行条例において、環境影響評価を適切に行うために必要と認められる技術的な事項に関する指針（環境影響評価技術指針）を定めることを規定している。

今回の条例改正に伴い導入される計画段階配慮書手続における調査等の手法は事業実施段階のものとは性質・内容が異なるため、現行の技術指針は参考にできない。

したがって、計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針（計画段階配慮指針）を定めることが適当である。

なお、計画段階配慮指針（以下「配慮指針」という。）を策定あるいは改訂しようとするときは、環境影響評価技術指針と同様、審議会の意見を聴くとともに、これを告示する規定を設けることが適当である。

オ 調査、予測及び評価手法

（ア）調査・予測手法

調査・予測の手法については、その後の環境影響評価の中で詳細な調査・予測が行われることを踏まえれば、計画熟度の低いこの段階では、設定された複数案ごとに既存資料を基に実施することで足り得るものと考えられる。ただし、既存資料では必要な情報が十分得られないなどの場合には、必要に応じて、専門家からの知見の収集、現地調査等を実施する必要がある。

こうした方向性の下、具体的な手法については配慮指針の中で整理する必要がある。

（イ）評価手法

改正法の趣旨から考えると、評価は原則、複数案の環境影響の比較整理により行うことが適当である。

また、対象とする事業の実施主体や内容の特性等に応じ、事業の位置のほか、規模又は施設の配置、構造等の様々な要素について複数案が検討できるような柔軟な制度とすることが適当である。複数案には、現実的である限り、事業を実施しない案（ゼロオプション）を含めるよう努め、やむを得ず、複数案が設定できない場合においては、その理由を明らかにする必要がある。

こうした方向性の下、具体的な手法については、配慮指針等において整理する必要がある。

なお、配慮書手続は、環境面での比較整理を行うものであり、その後の事業計画の絞り込み・決定は、社会面、経済面等を含め、事業者が総合的に判断することとなる。

カ 手続の仕組

（ア）配慮書の記載事項

配慮書の記載事項については、改正法では、第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所、第一種事業の目的及び内容、事業実施想定区域及びその周囲の概況、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたものなどとされていることから、これらと同様とすることが適当である。

（イ）配慮書の送付・公表

事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、配慮書及びこれを要約した書類を知事及び市町村長に送付するとともに、その内容を広く周知するため、これらを公表することが適当である。公表は、公告し、一月間、縦覧に供する方法が適当である。

（ウ）意見聴取

県民等からの意見を聴取することは、地域の有益な環境情報の収集に資するものであることから、改正法に同じく、配慮書の段階において、事業者は、一般の環境

の保全の見地からの意見を求め、その概要を速やかに知事及び市町村長に送付することが適当である。意見聴取の期間は、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとすることが適当である。

(エ) 知事等の関与

環境の保全のための配慮事項の検討が適切になされているかを確認するため、知事が、市町村長や、審議会の意見を聴いた上で、配慮書について、事業者に意見を述べるができる制度とすることが適当である。

なお、市町村長の範囲については、複数の案それぞれについて環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長が考えられる。

キ 配慮書手続の結果の反映方法

配慮書についての知事の意見とそれに対する事業者の見解、聴取した一般からの意見の概要とそれに対する事業者の見解については、方法書において明らかにすることが適当である。

また、位置等に関する複数案を絞り込む過程での環境の保全上の検討経緯についても、方法書において明らかにすることが適当である。なお、方法書以降の手続きにおいて、計画段階配慮事項の検討において収集した情報及びその結果を最大限活用することが必要である。

こうした方向性の下、配慮書手続の結果の反映方法については、配慮指針等において整理する必要がある。

ク 都市計画決定権者が行う配慮書手続

条例において、対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合においては、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、環境影響評価の手続と、都市計画の決定又は変更をする手続を併せて行う、都市計画特例が規定されている。

配慮書手続においても、こうした都市計画特例を設けることが適当である。

(2) 大規模災害発生時の対応

災害時における復旧事業は、人命に直接関わる問題であることから緊急に実施する必要があり、原状回復が基本となる。

法においては、災害時における復旧事業等を適用除外（環境影響評価等の手続を要しない）としており、条例第40条においても同様に、次のとおり規定している。

- ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- ③ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業

法や条例の適用が除外されるのは、上記①～③に該当する復旧事業等である。このため、例えば大規模災害が発生した際に、別の場所で、その復旧又は防止のために新たな事業を緊急に行う必要が生じた場合であっても、新たな環境影響が生じる事業については適用除外とならない可能性がある。

改正法では、配慮書手続きについて、上記①～③に加えて「国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるもの」が適用除外となった。

こうしたことから、改正法と同様、配慮書手続きについては、条例の規定を適用除外とする対象として、上記①～③に加え、「災害の発生その他特別の事情により緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加することが適当である。

なお、上記①～③に該当し、環境影響評価手続が適用除外となる事業については、「事業者は条例の趣旨に則った可能な限りの環境保全への配慮をすることとする」等、自主的な環境配慮を求めることが適当である。

(3) 配慮書及び方法書の周知方法（要約書の作成・説明会の開催）

準備書は、内容が詳細、専門的かつ大部にわたるものであることから、事業者に対して準備書の縦覧期間内に、説明会の開催を義務付けている。また準備書・評価書については、必ずしも専門的知識を有しない者にもその内容をわかりやすく周知する必要があるため、これらを要約した書類等の作成を義務付けている。

一方、方法書は、方法書を要約した書類の作成や、説明会の開催を義務付けていなかった。しかし、実際には、方法書もおいても専門的で分量も多いことから、その内容について理解を深めていただくために、改正法においては事業者に対し、方法書を要約した書類の作成や、方法書段階における説明会の開催が義務付けられた。

したがって、条例においても、方法書への理解を深めていただくための制度を構築する必要があることから、方法書を要約した書類の作成や、方法書段階における説明会の開催を義務付けることが適当である。

また、今回導入を検討している配慮書手続においても方法書と同様、要約した書類の作成や、説明会の開催を義務づけることが適当である。

なお、配慮書段階及び方法書段階における説明会については、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において開催することとするなど、その開催方法は、準備書段階における説明会と同様とすることが適当である。

(4) 電子縦覧

方法書、準備書及び評価書は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、事業者が、一月間縦覧に供することとなっている。

また、方法書及び準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、だれもが意見を提出できることとなっているが、現行の制度では、縦覧場所まで行かなければ図書を閲覧することができない。

このため、改正法においては、これまでの縦覧方法に加え、事業者のウェブサイトや、関係都道府県又は関係市町村の協力を得て、当該地方公共団体のウェブサイトへ掲載する方法書、準備書及び評価書のインターネットを利用した公表が事業者に義務付けられた。

したがって、条例においても閲覧する者の負担を軽減するため、条例の対象事業に係る配慮書、方法書、準備書及び評価書（これらを要約した書類等を含む。）について、事業者のウェブサイトへの掲載による公表を義務付けることが適当である。

(5) 環境保全措置等の結果の報告・公表

条例では、事業実施中の状況を把握するために、事業の着手後、評価書に記載された、環境の保全のための措置の実施状況を3月毎に知事及び市町村長に報告すること、また、事業の着手の届出及び事業の完了の届出を事業者に義務づけている。さらに、環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のため措置（事後調査）を実施し、その結果の報告を義務づけている。

これらのことについては、法の対象事業についても準用しているところであり、今回、改正法において工事完了後の報告書手続が制度化されたが、準用規定を維持した場合にあっては、法の対象事業に係る事業者は、手続的には改正法と条例のそれぞれを行うこととなるが、実施すべき報告の内容はほぼ同じである。

したがって、現在の条例における環境保全措置等の結果の報告等の手続については、法の対象事業に係る準用規定を含め、既定のとおり維持することが適当である。

また、条例では報告書を公表する制度がなく、住民への情報提供が不十分であることから、改正法と同様に、事業者が報告書を知事及び市町村長に送付し、公表することを義務づけることが適当である。

また、改正法での報告書手続は、知事や市町村長に報告する制度になっていないが、許認可等権者に報告する内容と同等の報告を、知事及び市町村長にも報告することを義務化することが適当である。

(6) 経過措置

ア 経過措置の必要性

条例に配慮書手続を新設するなど、新たな環境影響評価制度（以下「新制度」という。）へと改正されるにあたっては、必要な経過措置を設けるなど、新制度へ円滑に移行されるための適切な措置を講ずることが適当である。

イ 配慮書手続

新制度の施行日前に、方法書を公告している場合は、配慮書手続は要しないこととすることが適当である。

ウ 方法書説明会の開催及び方法書要約書の作成

新制度の施行日前に、方法書の公告及び縦覧を終えた事業者は、説明会の開催及び要約書の作成について、追加的に義務を課さないことが適当である。

エ 電子縦覧

新制度の施行日前に、環境影響評価図書の公告及び縦覧を終えた事業については、追加的にインターネットを利用した公表を行う義務を課さないことが適当である。

オ 報告書手続

新制度の施行日前に、完了届を提出している場合は、追加的に工事完了までの報告書の送付及び公表を行う義務を課さないことが適当である。